

北海学園大学

法学部報

〔巻頭特集〕

NPOインターンシップ座談会 1

〔研究室訪問〕

国際私法への紹介 村上 愛 3

法哲学小考 ~「或日の会話」より~ 菅原寧格 4

〔教室の窓から〕

レスブリッジ奮戦記 田口 晃 5

〔もっと知りたい〕

公務員試験の合格状況と試験対策支援 6

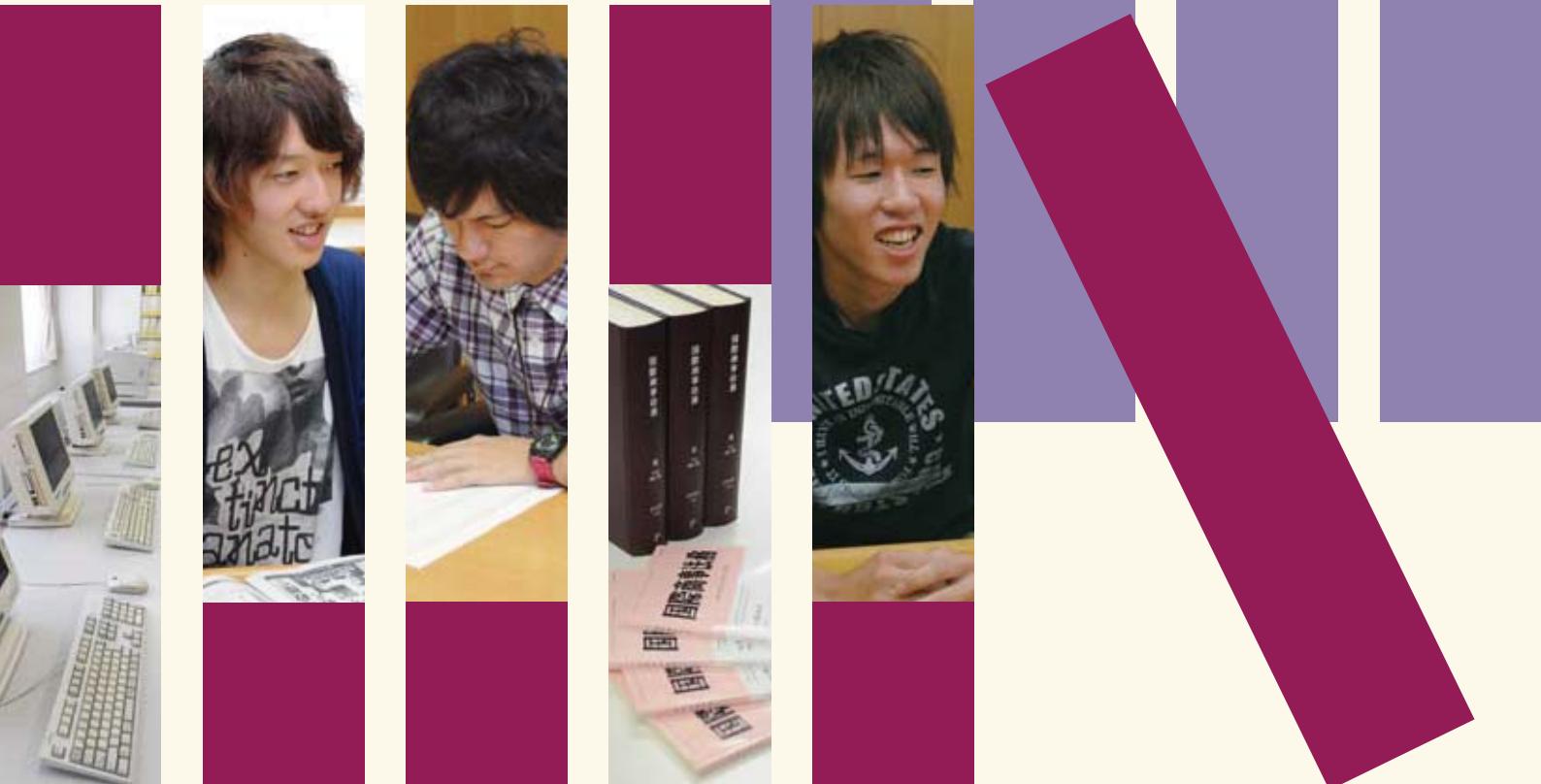
判例演習室の活用方法 6

2009年度法学部就職状況報告 7

法学部各種入試一覧 7

2010.8.20 No.23

Faculty of Law



NPOインターンシップ座談会



本田 宏 教授

本田(宏) 法学部教授の本田宏です。まず制度の説明から始めましょう。就職部を経由したインターンシップは前からあるんですが、受入先はほとんどが民間企業で、おじさんの話を何時間かきくだけの座学もあったりして（笑）、学部としてこういうことを学ばせたいという自由度が少ない。それに法学部にはNPOに関わっている先生も結構いるんですが、学生にNPOを経験してもらう機会がなかった。学生の方からは、議員インターンシップを体験する学生から単位認定の要望も長年あったので、議員インターンシップとNPOを一まとめにした実習授業を考え、去年から始めたということなんです。手探り状態で始めたので、しょっちゅう日程とかも変わったりして、初年度に取ってくれた学生は、本当に勇気がある人たちだなと思うんですけれど（笑）。そ

れではまず皆さんに、どこに実習に行ったのかを自己紹介がてらに。

本田(裕) 政治学科4年の本田裕幸です。僕がお世話になったのは、北海道NPOサポートセンターというところです。NPOの会計の手伝いなどが、業務内容でした。

林 法律学科3年の林裕岐といいます。僕がお世話になったのは、北海道子育て支援ワーカーズというNPOです。親と子供が安心して集まれる場所を創ることを目的とした「ひろば事業」と、子供を預けたい親を支援するための託児事業をやっているNPOです。



林 裕岐 君

高橋 法律学科4年の高橋沙綾です。私も北海道NPOサポートセンターでお世話になっていました。主にコミュニティジョブ支援事業という、職場体験をさせてあげる斡旋の仕事のお手伝いとしてアポイント取りな

どをやっていました。

元永 法律学科3年の元永千賀です。私が研修させてもらっていたのは、NPO法人札幌チャレンジドというところです。ここは、障害を持つ方にITの技術を習得するお手伝いをすることで、社会支援や自立支援を目指しているNPOです。私のその中の主な活動は、エクセルやワードの資格試験を目指すパソコン講習でのサポートでした。



元永 千賀 さん

齊藤 法律学科3年の齊藤慧と申します。私は、NPO法人ドットジェイピーが運営している議員インターンシップに参加してきました。受け入れ議員の方が20名前後いるのですが、私はその中の一人の江別市議会議員の方のもとで実習をさせていただきました。

本田(宏) まず、皆さんは何がきっかけで、参加しようと思ったんですか。

本田(裕) 僕は樽見先生のゼミだったので、先生が言うには、NPOは大切だ、おもしろい、これから重要になってくると。けれどゼミ生が実際にNPOとかに参加しているわけじゃなくて、接点はなかったところ、せっかくこういった機会があったので、参加させていただきました。



本田 裕幸 君

林 そうですね、樽見先生の公共政策論をとって、それで、NPOちょっとおもしろくなっている印象があって。あとは、何か新しいことをやるというので、ちょっと見てみたいなというのもあったと思うんですよね。結構時間もフリーに使えるっていうことで、それだったらやってみてもいいかなと。単位も出るし(笑)。

高橋 私は、自分の職業意識を高めたいというのが一番にあって。でも民間を選ばなかつたのは、アルバイトでもできちゃうかなっていうのがあって。NPOってどういう活動しているのかっていう疑問もあって、やっぱりそういうものに触れてみたいなと思ったので、参加しました。

元永 私も樽見ゼミでいろんな形のNPOについて調べたんですよね。その中で特に、障害を持つ方にITの技術を習得するお手伝いをすることで社会支援や自立支援を目指すっていう、新しい支援の方法に特に興味をもつていて。ゼミでは調べることまでしかできなかつたので、ちょっと、その中に入つて、実務に触れてみたいなと思っていたときに、ちょうどNPOのインターンシップがあるということを知って、さらに、受け入れ先に札幌チャレンジドさんがあつたので、これは運命的なものだなと思って。

齊藤 私は皆さんと違つて議員インターンシップなのですが、ドットジェイピーのスタッフが授業前に何回も説明に来ています、頭に少し残つてたんですね。それで2年生の夏休みに、そのあと私は資格の勉強しようと思っていたので、最後のチャンスとして、参加しました。

本田(宏) 実習では、どんな仕事をして、それはおもしろかったのかどうかを聞きましたいんだけど。

本田(裕) それはやっぱり行ってよかった、面白かったです。インターン中は、道庁に提出すべき会計処理を書類にする仕事をしました。で、インターン終わった後からも良くしてもらつていて。この前、センターが引越しするから一寸来てくれないかと(笑)。「もしもし本田君?あのね」ってきたのさ。で、棚作つたりとか、いろいろと。

林 ボランティアで(笑)

本田(裕) それはちょっと出ました。…ちょっと(笑)。

本田(宏) 林君は…、この子育て支援ワーカーズのおばさまたちが、すごく喜んだときいているけれど。

林 そうですね。若い男が来た、こんなことはめったにないぞということで、大盛り上がりしていただいて(笑)。仕事内容としては、「ひろば事業」の会場設営のお手伝いをするっていうのがメインだったんですけど。やっぱり男手がいないので、力仕事は期待されました。会場設営が終わつた後は、子供たちが遊んでいるので一緒に遊んでねみたいな形で。子供たちやお母さん方とか、普段、大学では接することができないので、新鮮で、面白くて、楽しかったです。

本田(宏) 高橋さんは、NPO法人「手と手」も体験したと聞いたけれど。

高橋 そうですね。「手と手」では、障害をもつてゐる方たちと一緒に一日外出の体験をして、札幌市内ではバリアフリーになっているかとか、バスに車いすで入れるようになっているだろうかというのを、レポートにまとめたりしました。コミュニティジョブ支援事業では、職場体験の受け入れをしてくれるNPOを探すというお仕事を手伝

迫るものを感じて経験したと思っています。

元永 私はパソコン講習会で障害を持った方達を、コピーから資料づくりまでサポートしていました、休憩時間には車いすで一人ではお手洗いに行けない方のサポートもしました。大変ではありましたが、受講者の皆さんのがやる気に満ち溢れていて、少しのことでも学びたいって意欲がすごいあって、私も頑張らなきゃいけないなって思うことができて、すごく力になりました。

齊藤 議員インターンシップは内容がすごく盛りだくさんで。朝から、議員と一緒にチラシを配りながら街頭演説をしたり、議会傍聴もさせていただきました。あと、札幌市が去年の7月にゴミ有料化になったので、札幌市の工場施設や埋立地を視察したところ、ゴミの量が、札幌市は半分に減つて、埋立地が80パーセントも有効利用できるようになったというのを聞いて、これは札幌市の政策の成果だということを感じることができて。それから、私の担当議員の方は、江別市のご当地キャラクターを創つてその宣伝活動をしていたんですが、実は議員も気ぐるみに入って。私はご遠慮したんですけど(笑)。



齊藤 慧 さん

本田(裕) 皆さん、いい話で、僕だけ遊んで帰ってきただけみたいで、いいのかこれで終わつてという気がしますけど(笑)。一番勉強になつたことは、仕事の内容より、人との交流ですね。どの職場でも、事務の仕事なら事務ってことで一緒だと思いますけど、そこにいる「人」は違つていて、普段会わない人たちとの交流が勉強になりましたね。…これで挽回できたかな(笑)。

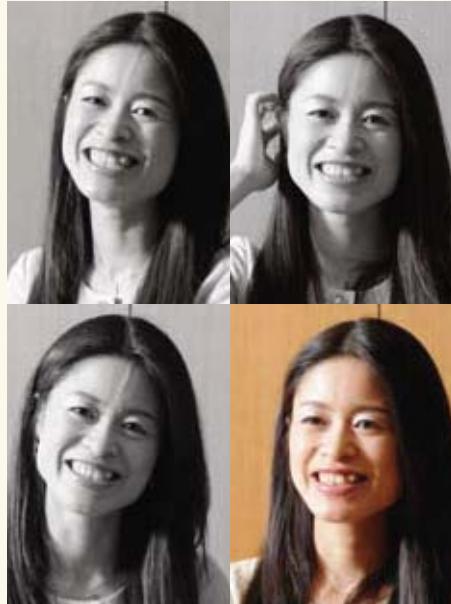
齊藤 インターンシップって、お金は入らないけれども、経験という報酬が莫大だなって思つたんですよね。お金よりも経験の方が、大学生にとっては必要なんだなとすごく感じました。

本田(宏) 皆さん今日はありがとうございました。



高橋 沙綾 さん

わせてもらったんですが、かなり断られたりもしました。普通の企業さんと同じように、NPOも不況なんだなと、すごく感じました。氷河期と言われている時代で、本当に危機



国際私法への紹待

村上 愛

国際私法とは何か

「国際私法」と聞いて皆さんはどういう法律を想像しますか。憲法、民法、刑法などは六法を見れば条文を確認できますし、法学部の学生であれば一度は触れる機会があるでしょう。これにたいして、六法に「国際私法」という名の法律は見あたらぬうえに、ニュースや新聞等でもほとんど耳にしないのでその具体的なイメージは湧きにくいかもしれません。国際私法とは、私人間で発生する法律問題、つまり契約や不法行為等の財産事件及び婚姻や相続といった家事事件にたいして、いずれの国の法律が適用されるかを決定する法律です（国際私法により指定された法は「準拠法」と呼ばれます）。日本の国際私法の中心となるのは、2007年1月から施行されている「法の適用に関する通則法」という法律です。この法律以前には、「法例」という法律が長年にわたり日本の国際私法として通用していました。

国際私法による準拠法の指定が必要とされるのは、法律関係が外国と関連性を有する場合です。たとえば、甲国に短期留学中の日本人学生が、現地でレンタカーを借りて運転中に自動車事故を起こし、同乗していた友人の日本人学生に重傷を負わせた場合を考えてみましょう。重傷を負った学生は運転していた学生にたいして日本法（民法709条）に従い不法行為に基づく損害賠償を請求することができるでしょうか。被害者も加害者も日本人という点に着目すると日本法が適用されるように思われますが、他方で、事故が甲国で発

生した点を重視すると甲国法が適用されるとも考えられます。日本法によれば損害賠償請求が認められるのにたいし、甲国法によればこれが認められないときには、準拠法いかんは裁判結果を左右する可能性があります。

民法等の講義では、当然に日本法が適用されることを前提としています。法律関係が外国と関連性を有しない場合には、日本法の適用が自明なため、国際私法の存在はとくに意識されません。しかしこの場合も、理論的には国際私法により日本法が準拠法とされる結果、日本法が適用されるのです。

国際私法の対象となる法律

もっとも、全ての法律が国際私法を媒介として適用されるわけではありません。「国際私法」という名称が示すように、国際私法の対象となるのは民法や商法といったいわゆる「私法」に限られます。憲法や刑法等の「公法」は、個々の法規をみてその適用いかんが判断されます。たとえば、刑法は、原則として「日本国内において罪を犯した全ての者に適用する」（1条）としながら、国外犯に関する例外規定を設けており（2条以下）、どのような場合に日本法が適用されるか、場所的・人的な適用範囲を明らかにしています。犯罪が外国と関連性を有する場合、たとえば、外国人が罪を犯した場合や日本人が日本国外で罪を犯した場合に日本の刑法が適用されるか否かは、刑法の規定をみて判断することとなります。「公法」の適用いかんは、国際私法を媒介とせず、個々の法規が直接的に決定するのです。このように、法の適用に対するアプローチには、国際私法を媒介とする私法的アプローチと、これを媒介としない公法的アプローチの2種類存在するということができます。

国際私法と消費者契約・労働契約

大学院では消費者契約・労働契約の準拠法を研究してきました。国際私法上、契約について、「当事者は準拠法を選択することができる」とする「当事者自治の原則」が広く認められています。このルールは民法の契約自由の原則を国際私法の平面に投影したものです。ご存じのとおり、消費者契約や労働契約のように当事者間に情報・交渉力格差がある契約については、契約自由の原則は修正され、劣位にたつ消費者・労働者を保護するための法

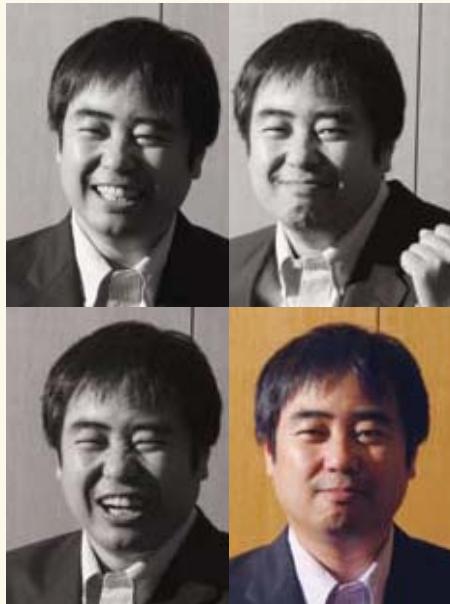
律が整備されています（消費者保護法や労働法）。これにたいして、準拠法レベルでは、2007年の法改正まで、当事者自治の原則を修正するルールは存在しませんでした。そのため、優位にたつ事業者・使用者による外国法の一方的選択により日本の消費者保護法や労働法の適用が回避されるおそれがありました。この問題を解決する方法として、消費者保護法や労働法は、私法的アプローチではなく公法的アプローチに従う、つまり準拠法とは無関係に一定の場合に日本法が必ず適用される（たとえば、消費者が日本に住んでいるときは日本の消費者保護法が、そして労働者が日本で働くときは日本の労働法が適用される等）という解釈論が主張されました。幸運（？）なことに博士課程在学中に法改正があり、消費者契約と労働契約に関して当事者自治の原則を制限する特則が設けられました。この特則は、欧州における統一ルール（1980年の契約債務の準拠法に関するローマ条約）をモデルとしたものです。博士論文では、このモデルとなった条約に関する欧州各国の学説・判例を参考に、新たなルールの解釈、そして法改正により生じる変化を考察しました。

消費者契約・労働契約をめぐっては、準拠法のみならず、国際裁判管轄（外国と関連性を有する民事紛争を日本の裁判所が審理できるか否かという問題）の平面でも消費者・労働者を保護するための特則が新たに導入される見込みです。今後は、国際裁判管轄法制もあわせて、国際的な消費者契約・労働契約紛争の総合的な研究をすすめていきたいと考えています。

（法学部講師 担当：国際私法）

法哲学小考

～「或日の会話」より～



菅原寧格

私の専攻は法哲学ですが、その定義はハッキリしません。でも、それもそのはず。ある高名な先生によると、法学者の数だけ法哲学の定義はあるのだとか。ここでは、「或日の会話」を通して、法哲学という分野の一端を覗いてみようと思います。

K 先生の研究室には、実に様々なジャンルの本がありますね。

S それは法律学関係の本が無いということかな（笑）。

K いえ、決してそういうわけではありません（汗）。実際憲法をはじめ、法学関係の本があるにはあります。ただ、……。

S ただ、何？

K ただ、政治学や思想史、哲学や倫理学関係の本が多いように見えるので……。

S どれも必要だと思って集めた物ばかりだよ。法哲学研究を進めていく上で大事なのは、様々な分野の研究動向にも広く関心を持つことだからね。

K でも、先生の本棚を見ていたら何だか安心しました。

S ？

K だって、法哲学って聞いても何だかイメージしにくいじゃないですか。法学なのか哲学なのかよくわからないし、何となく取つ付き難い科目だと思っていたからですよ。

S じゃあ、今はそのイメージが変わった？

K はい。むしろ取つ付きやすいのかな、と。

S それは興味深い話だね。

K はい。憲法の話だったら中学や高校の公民の授業や大学の教養の講義でも聞いたこと

がありますし、それに、あそこの本棚の一角を占めているマックス・ウェーバーという人は、私でも知っている有名人ですから。

S そうそう。自分が興味を持ったところから接近するのが法哲学に取り組むうえでは一番なんだ。僕の場合で言うと、丸山真男との出会いが大きかったかな。

K それで、今でも先生の演習では丸山真男を読むことが多いのですか？

S そう、今でも話の内容に腑が落ちなかつたり、そのたびにそれは自分の読み方が悪かったからではないのかという気がしてきて、初心に戻ることができる。

K それだけ丸山の思想は深いということになるのかしら。でも、丸山真男を読むことがどうして法哲学と関係してくるのでしょうか？

S うん。それは良い質問だ。そうした問い合わせ立て、そうした問い合わせに対して答えようとする、それ自体が既に法哲学的営為ということになるからね。

K どういうことですか？

S まず、①丸山真男の思想を分析し、②そこに何らかの意義をみつけることができたとしよう。そして、③その意義に従い法や政治に対するラディカルな批判として彼の思想を再構成し、④自分なりの何らかの主張、例えば君が丸山を読む以前には一般的に知られていないような新たな課題を打ち立てられたとする。もし、そうすることができたならば、それ自体が一つの法哲学研究になる。とまあ、そういうわけだからさ。

K なるほど。幾つかの作業工程に分けて考えることができそうですね。ただ……。

S ただ、何？

K ①は丸山論文を精読するということでいいですよね。ですが、②以下が少し解り難いです。②で言われている、「何らかの意義をみつけること」というのは、具体的にどうすればいいのでしょうか？イメージが掴み難いです。

S 実際に丸山を読んでみて、君が面白いとか大切だと思った箇所についてノートを取り、それらの中で、法と政治に関係しそうな箇所をまとめてみる。まずは、そうした作業から始めてみてはどうだろうか。

K それなら、私にでもできそうです。

S うん。それと並行して丸山真男の思想に関する先行研究を調べ、法哲学の先生が書いた論文を読み進めていくことが大事だ。そう

することで、自分が感じた疑問やノートにまとめたことを先行研究や法哲学上の古典的テーマと比較検討し、その意味について考え直すことができるようになるからね。また、そうした作業それ自体、③や④と無関係に進めることなどできないわけだから、この②でつまずくようなことがなければ、逆に残りの部分はスイスイ進んでいくことになる。

K えー、そうですか？何だかお話を伺っていると随分と簡単なように聞こえますが、実際にやるとなると難しそうですよー。

S まあ、どんなことでも聞くのとやるのとでは大違いでしょ。あれこれ考えて煮詰まってしまうよりも、まずは、実際に本を紐解き付き合ってみることが大事。そして、自分がですよ。他人がではない。あくまでも自分自身が抱いた疑問や面白いと思ったり大切だと思ったりしたことについてノートを取ることができれば、法哲学研究の最初にして最大の閑門を突破したといえる。

K そうですね。まずは、始めないとダメですね。私、自分自身の問題関心に沿って研究を進めていくことができるという点に、法哲学の魅力というか可能性を感じました。

S いいですよ。

K 私、法哲学って自分自身の存在に対して感じる、例えば他の科目であれば主観的問題として切り捨てられてしまうような実存的問題とも切り離せないと思う。

S そうですね。おそらく究極的には、そういう地平にまで行くことになるでしょう。

K でも、法哲学の場合、そうした問題関心にも十分意味があるのだ、と。

S そうそう。そうした動機で研究を行っている先生は実際に多いし、そういう先生の論文の方が、そうではない、ただパズルを解いてみせる感じで書かれた論文より遙かに面白い。少なくとも僕はそう思うけどな。

K 先生、ありがとうございます。何だか少し法哲学との距離が縮まったような気がしてきました。

S いえいえ、こちらこそ。改めて法哲学とは何かを考える良い機会になったよ。

K では先生、成績評価の方もお手やわらかに願います。

S それと、これとは別。

K やっぱり……（笑）。

（法学部准教授 担当：法哲学）

レスブリッジ奮闘記

田口 晃



昨2009年9月から12月まで、交換教授としてカナダ、アルバータ州のレスブリッジ大学でJapanese Cultureという名前の講義をしてきました。受講生は47名。レスブリッジ大学はO.A入試を行っているので、毎年1500名程新入生が来ますが、10月に行われた学位授与式、つまり卒業式に出席してみたら、卒業生は社会科学系、教育学系、芸術系等合わせて300名強でした。入学は簡単だけれど卒業はなかなか難しい大学ということです。そのせいもあってか、私の講義は教養選択科目なのに、学生諸君はとても熱心でした。

一講時間が75分、それを週2回全部英語でやるのはしんどいので、一回目の後半15分で質問を書いてもらい、次の講義の前半15分でその中の幾つかに答える、というやり方で26回を乗り切りました。実は、それまで英語圏で暮らした経験がなかったので、アメリカ・カナダ英語を使って口頭で質問をしてもらうとよく分からず。そこで質問を書いてもらえば大丈夫だろうと考えたのです。ところが、ちょっと甘かったです。書き方は各自バラバラなのです。個性的過ぎて、慣れて判読できるまで暫くかかりました。

二回目の講義の際、日本の何に関心があるか書いてもらったところ、「さむらい」と「宗教」が多くったのに少し驚きました。トム・クルーズのThe Last Samuraiは大部分が見ていたようです。そこで、持参した「丸山真男講義録」を読んで仏教、儒教、神道、それから武士について学び、講義ノートを作成しました。個人的にはとても面白く、勉強にもなりました。けれども、学生諸君

にはかなり難しい内容になってしまったかもしれません。質問の多くは前回の講義に関するものでしたが、中には、「ブッダはなぜ太っているのか」とか「日本の家では親子が一緒の部屋で寝ているのか」といった、一見奇妙な、しかし、よく考えてみると深い問い合わせもありました。

2回のレポート提出と2回の筆記試験で成績をつけます。レポートはそれぞれ大まかなテーマを与え小論文を書いてもらいました。1回目のレポートに成績を付けた後、日本の学生に見せたいので、寄付してくれないかと頼んだところ、4人の学生が協力してくれ、私の手元にあります。同じ年代のカナダの大学生がどの程度の英語のレポートを書くのか、知りたい方は私のところまで、どうぞ。Reach Out to the Truth: Video Games' Influence on Shinto Interest.などという不思議なレポートもあります。試験は10日程前に5題出しておき、本番でその中から2問出すというやり方でおこないました。しっかりした答案が多いのに感心した次第。

私たち夫婦が暮らした住居は家族持ちの大学院生向けの寮の一角です。院生の子供たちが裏庭で遊ぶ姿が毎日見られ、遊具を工夫しながら体全部を使って遊んでいる様は一種感動的で、見ていて飽きないです。裏庭はそのまま下がって行き、東に300m程、下に50m程のところで河になります。河の東側遠方に昔からのレスブリッジの街が見え、眺望が開けていました。滞在中に3回、街の上に上る大きな満月を楽しむことができました。その話を大学の人たちにすると、不思議な顔をされました。

レスブリッジは人口8万程の小都市で、元来は炭鉱都市、その後ロッキー山脈からの水を使った農業地帯の農産物集散地だったようです。さらに密造酒取り締まりのため国境騎馬警察隊の地方本部もアメリカ国境に近いこの町におかれました。市街は河の東側に発達してきたのです。その後、河を挟んで西側に広大な敷地の大学が作られ、またその北側に新興住宅地が広がって、現在の形ができました。市内の移動はバスが縦横に走っているので不便はありませんが、郊外に向かうとなると車なしではありません。レスブリッジ周辺には幾つか宗派系の入植地があるようでした。フッター

派の人たちは普通の生活を維持しているということでしたし、オランダ改革派の人たちもカルヴァン派の予定説を守って暮らしているようでした。興味深かったのですが、訪問はできませんでした。同行した連れ合いの体調がいまひとつだったこともあり、あまりあちこち動くことはしなかったのです。

それでも、市議会だけは覗いてみたい、と思っていたら、歓迎パーティーで会った人物が連れていってくれることになりました。現在は大学は退職していますが、かつて民主党から立候補したことがあるという方でした。アルバータ州には1920年代からSocial Credit Partyという政党があったけれどどうしたろうとパーティーで話していたら民主党がその後継政党だというような話だったと記憶しています。11月最初の市議会開催日に、かつては騎馬警察隊の本部だったという市役所までわざわざ連れて行ってもらいました。市議会議員は7名（うち女性は二人）、イギリス風にAldermenと呼んでいます。全市一区の大選挙区で選ばれます。総務担当助役（女性）と市長（男性）を含めた9名で市議会が構成され、市長の司会で進められました。単に傍聴するだけと思っていたのに、市長が歓迎の挨拶をしてくれ、序にこちらも挨拶させされることになり、閉口しました。私が傍聴した日の議題は二つ。一つは、街の南地域に駐車場を新設する問題でした。当初の計画に対し、住民から請願があり、変更した経過を、担当職員が説明し、市長を含めた議会のメンバーがいろいろ質問し、最後に承認という順序です。市長が日本流に言う「理事者」側でない形式ながらもおもしろかったです。続く議題は市の住宅地開発問題で、なんと建設会社の広報担当の若い女性が二人来て、開発計画を説明していました。今回は説明だけで、質疑は次の機会ということでした。日本のように建設会社の社長が市議会になっている場合とどこがどう違ってくるのか、興味深かったです。残念ながら次の機会を傍聴できず、帰国の途についたのです。

大学関係者が無類に親切だっただけでなく、街中のどこで会う人も実際に親切で、お蔭で気持ち良く過ごすことができました。それなりに奮闘もし、年寄りの冷や水と言うべき面もありましたが、楽しい3ヶ月半でした。

公務員試験の合格状況と試験対策支援

平成 21 年度（平成 22 年 3 月卒業生）の公務員登録状況

昨年度の法学部在学生の公務員登録状況を 1 部・2 部、法律学科・政治学科ごとの人数を右の表に示しました。昨年度は学生が大変健闘したので、就職課の公務員担当スタッフおよび就職委員もほっとするとともに、平成 22 年度も続いているといふと願うばかりです。昨年度の全学部の在学生・卒業生全体では 510 名が登録されました。国家公務員 II 種では 55 名で、全国の私立大学ランキングでは 12 位でトップ 10 に近づいています。

就職部の公務員試験対策の成果

これは徹底した公務員対策によって、やる気のある学生のモチベーションの維持が図られていることの成果と言えます。多種の公務員試験について詳しい説明がされる 3 年生からの公務員ガイダンスに加えて、25 年の伝統を誇る公務員勉強会（現役合格生のボランティアで支えられている）があります。また

学内官庁説明会では、人事院、北海道庁、札幌市役所をはじめとした各官庁から担当者を招いて、実際の仕事内容や試験に関する情報に接する機会を設けています。就職情報センターには全国の最近の公務員試験の願書を取り揃えて閲覧できるようにしています。さらに有料ですが、希望者には 2 年生後期から札幌の主要予備校と連携して、学内で公務員試験対策講座を実施しています。

公務員志望の学生のみなさんへ

合格者からは、学内で開かれている講座を活用し、大学の図書館で予習復習を繰り返す

ことで自分のリズム感ができたと感じた時に目標としていた試験に合格できるかもしれないという精神状態になり、結果として合格していたという声も寄せられています。大学の勉強に余裕を感じている学生には、クラブ・部活動をしないで時間が多少あるなら、ぜひ就職部が開いている公務員試験学習ガイダンスに参加してほしい。充実した高校生活、その後の何か欲求不満のような大学での日々の生活、自分の能力を示す場がないと多少でも苛立ちを覚えているなら、そのような君の魂の叫びを公務員試験という場で發揮してみませんか。

	1部法律	1部政治	2部法律	2部政治	学部計
国家公務員I種			1		1
国家公務員II種	9	2	2		13
国税専門官	9	1	2		12
裁判所事務官II種	8		2		10
北海道職員（中級）	3	1	3		7
北海道警察	15	5	4		24
札幌市（行政・消防）	12	2	2		16
その他市町村	18	5	3	1	27
国立大学法人	17	5			22
その他の各種公務員	4	1		1	6
合 計	97	24	19	2	142

※この表は就職課公務員試験担当松山さんの協力によるもの
(就職委員: 中元啓司)

判例演習室の活用方法



Q 判例演習室はどんなところですか？

A 判例演習室は、判例の研究・教育、また法律知識の理解を深める施設として教員及び学生の利用に供されています。判例演習室には約 100 種類の判例集・法律専門雑誌が設置されていて、授業・ゼミなどで指示される文献のほとんどがそろっています。法令集、判例集、法律専門雑誌、文献情報を的確に入手できる設備として広く利用されています。

Q 判例演習室の役割としてどのようなものがありますか？

A 法学文献の収集能力を高めるために、諸資料（法令集、判例集、法律専門雑誌など）および諸検索ツール（判例検索データベース）が判例演習室に所蔵されていますが、民間の判例雑誌は、公刊の判例集に掲載されない判例も数多く掲載しているので、それらの調査に役立ちます。

Q 判例演習室の利用状況はどのようなものですか？

A そうですね。法学部の学生がゼミの調べもので利用するというのが一番多いです。主に法学部の学生や教職員の方が利用されますが、大学院生も来ますし、卒業生が来ることもあります。社会人として、社会保険労務士になった方が調べものにいらっしゃることもあります。また、法学部以外の学生の利用もあって、経済関係の事件や商法の関係などで、経済・経営学部の学生や大学院生も来ます。

Q 判例演習室の上手な活用方法を教えてください。

A 判例を探す場合は、あらかじめ裁判所名、判決年月日がわかっていると便利です。それがわかれれば検索データベースすぐに判例を探すことが出来ます。例えば「過労死をめぐる労災判定基準に関する判例」を知りたいといった内容でもキーワード検索で探すことが可能です。また、ゼミの先生の著作や文献を探すこととも出来ます。判決文や判例評釈は、読み慣れない言葉だったり、文章が堅かったりで、一度読んだくらいではすぐに中身がわかるものではないので、ゼミのレポートや発表の準備の前に早く判例演習室を訪れて、アバウトな感じでもいいから判例に目を通しておくことが大切です。

【開室時間】

月～金=10:00～20:00 土=10:00～15:00
昼休み(13:00～14:00)は利用できません

2009年度 法学部就職状況報告

卒業生	就職希望者数	内定者数	内定率(%)	公務員再受験者数	進学者数	その他	未登録者数
法律学科I部	230	167	88.6	31	4	14	14
法律学科II部	101	59	72.9	12	3	4	23
政治学科I部	120	88	93.2	15	6	4	7
政治学科II部	51	34	82.4	8	0	1	8

注)卒業生数=就職希望者数+公務員再受験者数+進学者数+その他+未登録者数

「内定率」は就職希望者数を基準にしています。「公務員再受験者数」は翌年度の再受験予定者数です。

2009年度法学部卒業生の学科別進路状況（2010年4月現在）は、別表のとおりです。法学部全体の就職内定率は、86.5%になります。業種別では、法学部は他学部に比べ公務員の比率が高い学部です。2009年度の公務員の登録状況では、国家公務員II種、国税専門官、北海道警察官、札幌市職員にそれぞれ10名以上の登録者がいるほか、裁判所事務官II種、国立大学等の職員、札幌市以外の市町村にも多数の登録者がいます。民間企業では、例年、銀行・信用金庫などの金融業が少し高い比率を占めています。

(就職委員 新山一範)

2011年度 法学部各種入試一覧

課題小論文 特別入学試験

募集人員:2部法学部 30名

出願期間:2010年11月1日(月)から
[郵送]11日(木) 消印有効
[窓口]12日(金) 16時締切

試験日:2010年11月28日(日)

社会人特別入学試験

I期(面接)

募集人員:2部法学部 20名

出願期間:2010年11月1日(月)から
[郵送]11日(木) 消印有効
[窓口]12日(金) 16時締切

試験日:2010年11月28日(日)

II期(面接・小論文)

募集人員:2部法学部 面接 20名 小論文 14名

出願期間:2011年2月14日(月)から
[郵送]24日(木) 消印有効
[窓口]26日(土) 12時締切

試験日:2011年3月5日(土)

法学部編入学 (3年次編入)試験

募集人員:1部法律学科 推薦を含め20名

1部政治学科 推薦を含め10名

2部法律学科 若干名

2部政治学科 若干名

I期(一般・推薦)

出願期間:2010年9月29日(水)～10月8日(金)

試験日:2010年10月23日(土)

II期(一般・推薦)

出願期間:2011年1月28日(金)～2月7日(月)

試験日:2011年2月26日(土)

大学院法学研究科 入学試験

修士課程

募集人員:法律学専攻 7名
政治学専攻 5名

(一般・社会人特例選抜入試)
法律学専攻・政治学専攻

I期

出願期間:2010年9月10日(金)～24日(金)
試験日:2010年10月13日(水)

II期

出願期間:2011年1月18日(火)～28日(金)
試験日:2011年2月18日(金)

博士(後期)課程

募集人員:法律学専攻 2名
政治学専攻 2名

(一般・社会人特例選抜入試)
法律学専攻・政治学専攻

出願期間:2011年1月21日(金)～2月1日(火)
試験日:2011年2月19日(土)

法科大学院(法務研究科) 入学試験

A日程

出願期間:2010年10月1日(金)～14日(木)

試験日:2010年10月23日(土)

小論文試験(法学既修・未修者共通)、
面接試験(法学既修・未修者共通)

試験日:2010年10月24日(日)

法学既修者認定試験

B日程

出願期間:2011年2月1日(火)～2月14日(月)

試験日:2011年2月26日(土)

小論文試験(法学既修・未修者共通)、
面接試験(法学既修・未修者共通)

試験日:2011年2月27日(日)

法学既修者認定試験

学内推薦制度について (修士課程)(法学研究科)

2010年度入試から、学内推薦入試を実施しています。この入試制度は、本研究科が定める出願資格*を満たした出願者に対して、口述試験によって選抜をおこなうものです。

* 2011年3月に卒業見込みの北海学園大学4年生で、「卒業研究」または「演習Ⅲ」を履修し、この「卒業研究」または「演習Ⅲ」担当教員の推薦がある者。

入試制度・出願資格等の詳細については、「学生募集要項」でお知らせしています。

なお、出願期間・試験日は修士課程の日程と同様です。

出願資格、必要書類などについての各種お問い合わせは
下記までお願いいたします。

[お問い合わせ先]

北海学園大学法学部事務室

TEL:011-841-1161

(2228-2229、法科入試 2420・2421)

FAX:011-824-7729